

## 両立支援に取り組む事業主への助成金制度の改正について(案)

平成 24 年度予算案額 1,130,000 千円 (平成 23 年度 865,300 千円)

### ○ 子育て期短時間勤務支援助成金

短時間勤務制度を就業規則等に定め、6 か月以上の利用者が生じた事業主に対し助成

### 【 改正 内 容 】

#### 1 平成 24 年 4 月 1 日 施行

- 要件を満たした事業主に対する支給額を以下のとおり変更

		支給額(改正前)	支給額(改正後)
小規模事業主 (労働者数 100 人以下)	1 人目	70 万円	40 万円
	2 人目～5 人目	50 万円	15 万円
中規模事業主 (労働者数 101 人以上 300 人以下)	1 人目	50 万円	30 万円
	2 人目～10 人目	40 万円	10 万円
大規模事業主 (労働者数 301 人以上)	1 人目	40 万円	30 万円
	2 人目～10 人目	10 万円	10 万円

#### 2 平成 24 年 7 月 1 日 施行

- 小規模事業主(労働者数 100 人以下)について、育児・介護休業法の全面施行に伴い短時間勤務制度の適用労働者を「少なくとも 3 歳に達するまでの子を養育する労働者」から「少なくとも小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者」に変更

改正前	改正後
(平成 24 年 6 月 30 日までに短時間勤務制度を開始する場合)	(平成 24 年 7 月 1 日以降短時間勤務制度を開始する場合)
少なくとも 3 歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に制度化	少なくとも小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則に制度化

# 両立支援助成金（案）

## 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率
①設置費	大企業2分の1、中小企業3分の2
②増築費	2分の1
③運営費	1～5年目：大企業2分の1、中小企業3分の2 6～10年目：3分の1
④保育遊具等購入費	10万円を控除した額

## 子育て期短時間勤務支援助成金(一部改正)

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給する。

少なくとも小学校就学前（100人以下企業にあっては3歳※）までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合※ 7月1日以降短時間勤務制度を開始する場合は、小学校就学の始期に達するまで

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下企業	<u>40万円</u>	<u>15万円</u>
101人以上企業	<u>30万円</u>	<u>10万円</u>

※ 5年間、1企業当たり延べ10人まで（100人以下企業は5人まで）

## 中小企業両立支援助成金

### 代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に支給する。

支給対象労働者1人当たり	15万円
--------------	------

\* 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

### 休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した労働者数300人以下の事業主又は構成事業主の過半数が労働者数が300人以下の事業主である事業主団体に支給する。

- ①在宅講習
- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

支給限度額	21万円
-------	------

\* 1企業当たり育児・介護それぞれ5年間、1年度延べ20人まで

### 継続就業支援コース

育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に支給する。（※初めて育児休業を終了した労働者が平成23年10月1日以後に出た事業主が対象。）

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

### 中小企業子育て支援助成金

初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以後に出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の事業主に支給する。（※平成18年度から平成23年度までの時限措置。平成23年9月30日までに育児休業が終了した労働者までが対象。）

	支給額
1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円